

令和6年度 倶楽部選手権競技

予 選: 令 和 6 年 10 月 6 日 (日)

決 勝: 令 和 6 年 10 月 10 日 (木)

競技場: 高 原 ゴ ル フ 倶 樂 部

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則及び本競技のローカルルールを適用する。

2. 使用クラブの規格

プレイヤーがストロークを行うために使うドライバーは、R&Aが発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。これに違反した場合は、競技失格とする。

3. 使用球の規格

使用する球は、R&Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。これに違反した場合は、競技失格とする。

4. 競技終了時点

本競技は、成績発表がなされた時点で競技終了したものとみなす。

5. ホールとホールの間の練習禁止

2つのホールのプレーの間、プレイヤーは、終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行ってはならない。

また、終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストしてはならない。

これに違反した場合は、次のホールに2打の罰とし、正規のラウンドの最終ホールで違反のあった場合はそのホールに対して罰を受ける。

6. プレーの中止と再開

(1) ラウンド中、プレイヤーはプレーを中断してはならない。ただし、プレイヤーは、落雷による危険があると合理的に考えた場合には、プレーを止めることができる。

この場合、できるだけ早く委員会に報告しなければならない。(ゴルフ規則5.7a)

(2) プレイヤーは、委員会が、切迫した危険があると判断し、プレーの即時中断を宣言した時(即時中断)や日没やコースのプレー不能などの理由によりプレーの中止を宣言した時(通常の中止)には、ゴルフ規則5.7b,c,dに従って処置すること。

なお、プレイヤーが正当な理由がないのにプレーを止めなかつたときや時間通りにプレーを再開しなかつたときには、競技失格とする。

(3) プレーの中止と再開の合図について

「切迫した危険による即時中断」: カートナビを使用し通報する。

「通常のプレー中断」: カートナビを使用し通報する。

「プレーの再開」: カートナビを使用し通報する。

7. 移動

ラウンド中の共用ゴルフカートの使用を認める。

8. キャディー

正規のラウンド中、キャディーの使用を禁止する。

この条件の違反の罰は、違反のあった各ホールに対して2打の罰とし、違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合には、次のホールで罰を受ける。

9. スコアカードの提出

本競技においては、スコアリングエリア方式を採用しクラブハウス内をエリアとする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(OB)の境界は白杭。修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。

ペナルティーエリアは赤杭または赤線をもって限界を標示する「レッドペナルティーエリア」

とし線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

2. 現にプレーしているホールのOBライン、及び隣接するホールのOBラインを超えて、他の区域に止まった球はOBとする。

3. 動かせない障害物

a. 排水溝・樹木の支柱・切株・防止金網・集水ます・給水栓及びフェアウェイセンター

にある距離表示板(但し100・150・200ヤードの距離標示旗は動かせる障害物とする。)

b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝及び人工物(マット、枕木、丸太)は道路の一部とみなす。

c. 球が、ジェネラルエリアのフェアウェイの長さかそれ以下に刈った部分にある場合で、

パッティンググリーンに近接する動かせない障害物(給水栓など)がプレーヤーのプレーの線上にあり、

パッティンググリーンから2クラブレンジス以内、球からも2クラブレンジス以内にある場合には、

ローカルルールひな型F-5を適用し規則16.1に基づいて救済を受けることができる。

4. ホールとホールの間の練習ストロークを禁止する。

5. ジェネラルエリアで異常な損傷の区域(わだちの中)に球が止まったときは、その球は罰なしに拾い上げて拭き、

ホールに近づかず、球の止まっていた箇所に出来るだけ近いところにドロップする事が出来る。

6. 乗用カートは局外者とする。

上記以外はすべて日本ゴルフ協会ゴルフ規則を適用する。

ローカルルールの追加及び訂正は随時クラブハウス内に掲示し、その日より効力を発する。

競技委員長